

避難施設等

出題概要

- ・No8、9は、避難施設に関連する出題が多い

第5章 避難施設等

第1節 総則

- ・令116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)

第2節 廊下、避難階段及び出入口

- ・令117条(適用の範囲9)
- ・令118条(客席からの出口の戸)
- ・令119条(廊下の幅)
- ・令120条(直通階段の設置)
- ・令121条(2以上の直通階段を設ける場合)
- ・令121条の2(屋外階段の構造)
- ・令122条(避難階段の設置)
- ・令123条(避難階段及び特別避難階段の構造)
- ・令124条(物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)
- ・令125条(屋外への出口)
- ・令126条(屋上広場等)

第3節 排煙設備

- ・令126条の2(設置)
- ・令126条の3(構造)

第4節 非常用の照明装置

- ・令126条の4（設置）
- ・令126条の5（構造）

第5節 非常用の進入口

- ・令126条の6（設置）
- ・令126条の7（構造）

第6節 敷地内の避難上及び消化上必要な通路等

- ・令127条（適用の範囲）
- ・令128条（敷地内の通路）
- ・令128条の2（大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）
- ・令128条の3（地下街）

〔N o. 8〕 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、非常用の進入口の設置が必要な場合、外壁面の長さ40m以内ごとにこれを設けなければならない。

→令126条の6（設置） 令126条の7（構造）

2. 地上23階建てのホテルの特別避難階段について、15階以上の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に3/100を乗じたものの合計以上としなければならない。

→令123条十二号 別表1

3. 主要構造部が耐火構造である地上5階建ての共同住宅において、各階の居室の床面積の合計が200m²である場合、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。

→令121条五号 2項

4. 延べ面積1,200m²、地上3階建ての集会場の客用に供する屋外への出口の戸は内開きとはせず、敷地内には当該出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならない。

→令118条（客席からの出口の戸） 令127条128条 令125条1項

〔No. 7〕避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 床面積の合計が2,000 m²、地上3階建ての物品販売業を営む店舗で、各階を当該用途に供するものについて、各階の売場及び屋上広場に通ずる直通階段を2か所設け、これを避難階段とした。

2

2. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのナイトクラブの用途に供する建築物(避難階は1階であり、各階に客席を有し、居室の床面積の合計が各階200 m²で、避難上有効なバルコニー、屋外通路等を設けていないもの)について、各階から地上に通ずる直通階段を1か所設けた。

3. 診療所(特定階を有し、病室の床面積の合計が110 m²で、主要構造部を準耐火構造としたもの)について、各階から避難階に通ずる直通階段(間仕切壁及び所定の防火設備により当該階の部分以外の部分と区画されているもの)を1か所設けた。

4. 階避難安全検証法により、火災発生時において建築物の階からの避難が安全に行われることを検証するため、「当該階の各居室ごとに、当該居室で火災が発生した場合に当該居室の在室者の全てが当該居室から安全に避難できること」及び「当該階の各火災室ごとに、当該火災室で火災が発生した場合に当該階に存する者の全てが当該階から安全に避難できること」を確かめた。

[No. 7] 次の建築物のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのホテルで、各階に宿泊室(1室当たりの床面積25 m²)が8室あるもの(2階以上の階には宿泊室以外の居室はないものとする。)に直通階段を1か所設けた。

2. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積1,200 m²、地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、2階における売場の床面積の合計が450 m²のものに直通階段を1か所設けた。

3. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての共同住宅(住戸の居室以外の居室はないものとする。)で、各階に住戸(各住戸の居室の床面積の合計50 m²)が4戸あるものに直通階段を1か所設けた。

4. 主要構造部を耐火構造とした地上6階建ての事務所で、各階の居室の床面積の合計が200 m²で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設けたものに、避難階段の構造に適合する屋外の直通階段を1か所設けた。

〔No. 8〕各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が500m²)の避難階段に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、避難階は1階とし、屋上広場はないものとする。

1. 屋外に設ける避難階段を、その階段に通ずる出入口以外の開口部から2.5mの距離に設けた。
2. 屋内に設ける避難階段の部分には、排煙設備を設けなかった。
3. 3階における避難階段の幅の合計を3.0mとした。
4. 各階から1階に通ずる二つの直通階段を設け、そのうちの一つを、有効な防腐措置を講じた準耐火構造の屋外階段とした。

〔No. 7〕避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上1階とする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上2階建て、延べ面積3,000 m²の物品販売業を営む店舗で、各階に売場を有するものにあつては、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において、15階の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でした場合、当該居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、60 m以下としなければならない。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上4階建ての共同住宅において、各階に住戸(1戸当たりの居室の床面積60 m²)が4戸ある場合、4階に避難上有効なバルコニーが設けられていても、避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
4. 主要構造部を耐火構造とした地上11階建ての共同住宅におけるメゾネット形式の住戸について、その階数が2であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階においては、その階の居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、40 m以下としなければならない。

〔No. 8〕避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上1階とする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上3階建て、延べ面積3,000 m²の飲食店(主たる用途に供する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの)の避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は、40 mとすることができる。

2. 地上5階建ての物品販売業を営む店舗(各階の床面積700 m²)の避難階においては、屋外への出口の幅の合計を4 mとすることができる。

3. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての共同住宅で、各階の居室の床面積の合計が180 m²であるものは、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。

4. 地上5階建ての共同住宅において、2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1 m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。